

## 個人商店等緊急支援金

## のしおり

個人商店等緊急支援資金は、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な事業継続のため、貸付を必要とする個人商店等の方に、店舗、事務所等の家賃について少額の貸付を緊急に行う制度です。

### 制度の概要

#### ○貸付対象となる事業者

- 明石市内に事業実態がある事業者
- 1店舗の家賃が50万円以下の事業者  
(2店舗以上をお持ちの事業者は100万円以下)

#### ○貸付限度額

50万円以内。ただし、2店舗以上の場合は100万円以内。

#### 【融資例】

1店舗等の家賃	融資額	(例)
月25万円以下	家賃2か月分	家賃月20万円の場合 ・2か月=40万円
月25万円超~50万円以下	一律50万円	家賃月40万円の場合 ・上限額の50万円

※複数店舗の場合は合算できません

※合算した場合、1事業者の融資上限は100万円となります

#### ○利率・担保

貸付利率は無利子です。貸付担保は無担保です。

#### ○据置期間と償還期間

据置期間は12か月、償還期間は、据置期間終了後36か月以内です。

#### ○貸付の決定

申込みから貸付決定し、送金を行うまで1週間程度の日数を要します。

貸付金の交付は本人名義の銀行口座への送金のみとなります。

#### ○償還について

償還は、毎月20日(土・日・祝日の場合、翌営業日)に(一財)明石市産業振興財団が指定する金融機関に設けられた借受人名義の口座からの引き落としにより償還していただきます。貸付の実行後ご連絡します。

計画どおりに償還されない方は、督促状を送付するとともに、または法的措置をとる場合があります。(返済期限内であれば、いつでも繰上返済することができます。)

## 借入申込みに必要な書類

必要書類	
1	借入申請書兼借用書兼返済計画書（押印 2 か所）
2	明石市内において事業実態があることを証明できるもの （確定申告写し、開業届の写し、登記簿謄本の写し等）
3	家賃額を証明できるもの（賃貸契約書等）
4	振込先の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる部分の 預金通帳の写し

## 受付方法

申請窓口へ持参または郵送で受付をします。

- 窓口申請**／下記予約受付電話にて予約をお取りください。  
コロナウィルス感染防止のためご協力をお願いします。
- 郵送申請**／必要書類すべてを下記郵送先に送付してください。

### 申請窓口：明石市立勤労福祉会館 2階

〒673-0882 明石市相生町2丁目7-12

お車でお越しの際は、明石市役所駐車場をご利用ください。無料処理いたします。

### お問い合わせ

予約受付電話番号：070-2313-5725  
070-2313-5726  
070-2313-5727

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日を除く）

ただし、4月29日、5月2日～6日は受付します（入金はできません）

### 郵送先：一般財団法人 明石市産業振興財団

〒673-0891 明石市大明石町1丁目2-1 明石商工会議所ビル2階

提出書類チェックシート

提出物	備考	チェック欄
個人商店等緊急支援資金借入申込書兼借用書兼返済計画書	申請書は楷書で丁寧にご記入ください。押印は2か所あります。	<input type="checkbox"/>
確定申告書等の写し	確定申告書、開業届、法人登記簿謄本など	<input type="checkbox"/>
賃貸契約書の写し	対象店舗の賃借人、所在地、家賃などが確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	複数の店舗を申請するときは、それぞれの店舗の契約書の写しを用意してください	<input type="checkbox"/>
振込口座が確認できるものの写し (通帳見開き1ページ目など)	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が分かるもの	<input type="checkbox"/>